

(仮称)

春日井市いじめ重大事態発生時の調査等対応の手引き

令和〇年〇月

春日井市

目 次

策定の趣旨	1
第1章 重大事態発生時の基本的留意事項	1
第2章 重大事態の把握	2
第3章 重大事態の発生報告	3
第4章 調査の構成	3
第5章 調査組織の設置	3
第6章 被害児童生徒・保護者に対する調査方針の説明等	4
第7章 調査の実施	6
第8章 調査結果の説明・公表	9
第9章 調査結果に基づく対応	10
第10章 継続的な児童生徒への支援等	11
第11章 市長による再調査	11

策定の趣旨

平成25年9月に施行された「いじめ防止対策推進法」では、学校の設置者又は学校が重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行うことが規定されたため、文部科学省は、同年10月に「いじめの防止等のための基本的な方針」を定め、「重大事態への対処」を示した。これに伴い、「子供の自殺が起きたときの背景調査の指針」が改訂（平成26年7月）されるとともに、「不登校重大事態に係る調査の指針」が策定（平成28年3月）された。

しかし、これらの整備にもかかわらず、重大事態の被害者及びその保護者の意向が全く反映されないまま調査が進められたり、調査結果が適切に提供されなかったりした事案があった。

このため文部科学省は、学校の設置者及び学校における法、基本方針等に則した適切な調査の実施に資するため、平成29年3月に「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」を策定しており、本市では平成29年2月に、重大事態への対処を含む総合的ないじめ防止の対策を盛り込んだ「春日井市いじめ防止基本方針」を策定した。

しかし、不幸にも重大事態が発生した場合、その対処には法律等に則した適切かつ迅速な調査による真相究明や再発防止の策定に努めるとともに、いじめを受けた被害児童生徒及び保護者（以下「被害児童生徒・保護者」という。）の心に寄り添った誠実な対応が必要となる。このため、被害児童生徒・保護者が一日も早く平穏な日常を取り戻すためには、重大事態の調査等に対する詳細な手引きが必要不可欠となることから、本手引きを策定するものである。

第1章 重大事態発生時の基本的留意事項

重大事態が発生した場合、教育委員会及び学校は、次の事項に留意したうえで、自発的・主体的に詳細な調査を実施するとともに、その旨を被害児童生徒・保護者に対して説明する。

- 1 被害児童生徒・保護者のいじめの事実関係を明らかにしたい、何があったのかを知りたいという切実な思いを理解して対応に当たる。
- 2 いじめの事実の全容解明に努め、被害児童生徒・保護者に対して適切に調査結果の説明を行う。
- 3 重大事態の調査は、民事・刑事上の責任追及やその他の争訟等への対応を直接の目的とするものではなく、いじめの全容解明や対処、再発防止が目的であることを認識し、常にいじめの防止等の体制を見直す姿勢をもつ。
- 4 事案の全容解明には詳細な調査が必要であることを認識する。特に、自殺事案の場合、いじめが背景にあるか否かにかかわらず、適切に事実関係を調査し、再発防止を講ずる責任があることを認識する。

- 5 状況把握できない中でのいじめの事実否認や、被害児童生徒・保護者への問題の転嫁、事実と異なる噂を誘発するおそれのある断片的な情報の発信等、被害児童生徒・保護者の心情を害する行為は厳に行なわない。
- 6 調査や事案の公表にあたっては、被害児童生徒・保護者の意向を的確に把握して判断するとともに、意向に応じて調査方法を工夫しながら進める。また、事案の全容や対処等を振り返り、再発防止に向けた検証を行う。
- 7 自殺が起きてしまったときの初動対応
次の資料等を参考に、組織体制を整備して対応する。
 - (1) 子供の自殺が起きたときの緊急対応の手引き(平成22年3月 文部科学省)
 - (2) 教師が知っておきたい子どもの自殺予防(平成21年3月 文部科学省)

第2章 重大事態の把握

- 1 把握した事案に対する重大事態の認定主体は、教育委員会又は学校とする。
- 2 重大事態の定義(本市いじめ防止基本方針抜粋)
 - (1) いじめにより当該学校に在籍する児童生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
 - (2) いじめにより当該学校に在籍する児童生徒が相当の期間(7日を目安とする。)学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。
 - (3) いじめにより当該学校に在籍する児童生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生ずるおそれがあると見込まれるとき。
- 3 総合的な判断
いじめにより教室には入れないが、「別室登校」できているため欠席としていないような事案を、重大事態に該当しないと判断するのではなく、生命・心身・財産への被害の疑いや恐れ、これに伴う欠席など、総合的に判断して重大事態を把握すること。
- 4 被害児童生徒・保護者からの申立て
被害児童生徒・保護者から「いじめにより重大な被害が生じた」という申立てがあったとき(「いじめ」という言葉を使わないが、人間関係により心身の異常や変化を訴える場合を含む。)は、重大事態の発生とする。
- 5 早期対応の重要性
重大事態については、いじめが早期に解決しなかったことで、次第に過激化し被害が深刻化する場合が多いため、対応の重要性を認識する。

第3章 重大事態の発生報告

- 1 学校は、重大事態が発生した場合、速やかに教育委員会へ報告する。
- 2 教育委員会は、学校の報告等により重大事態を把握したときは、直ちに市長及び議会へ報告する（本市方針P9(1)ア）。
- 3 教育委員会は、事案の状況から必要と判断した場合、重大事態の対応について、愛知県教育委員会が雇用するスクールカウンセラー（スーパーバイザーを含む）の緊急支援配置などの支援を依頼する。

第4章 調査の構成

- 1 調査は、基本調査と詳細調査から構成される。
- 2 基本調査は、事実関係を整理するために、学校がその時点で取得している当該事案に関する文書情報等の収集、及び当該調査の期間中に得られた情報を整理する重大事態発生後速やかに着手する調査。
- 3 詳細調査は、基本調査を踏まえ必要な場合に、公平性・中立性を確保した中で、客観的な事実確認を行う調査組織（以下「調査組織」という。）により行う詳細な調査。

第5章 調査組織の設置

- 1 教育委員会は、調査にあたって支援チームを編成する。
- 2 支援チームの構成員
 - (1) 学校教育課指導主事
 - (2) 学校教育課スクールソーシャルワーカー
 - (3) 学校教育課事務職員
 - (4) その他教育委員会が必要と認めた職員
- 3 基本調査は、学校及び支援チームを主体として実施する。
- 4 教育委員会は詳細調査への移行に備え、重大事態の把握後速やかに詳細調査を行う主体を決定する（本市方針P9(1)ウ）。
- 5 詳細調査を行う主体は、次の調査組織により調査を実施する。
 - (1) 教育委員会が詳細調査の主体となる場合は、いじめ問題対策委員会により調査を実施する（本市方針P9(1)エ）。この場合、支援チームが当該委員会の指示に基づき調査を補助し、事務を総務する。
 - (2) 学校が詳細調査の主体となる場合は、校内に設置しているいじめ・不登校対策委員会に、いじめ問題対策委員会の委員を加えた調査組織を構成し、調査を実施する。この場合教育委員会は、支援チームを派遣する等の方法で、調査や対応について助言・指導を行う（本市方針P9(1)オ）。
- 6 教育委員会が詳細調査の主体となる場合の目安

- (1) 事案の経緯や特性、被害児童生徒・保護者の意見等を踏まえ、学校が詳細調査の主体となった場合には、重大事態への対処及び同種の事態の発生の防止に必ずしも十分な結果を得られないと判断される場合。
- (2) 学校が詳細調査の主体となった場合に、当該学校の教育活動に支障が生じるおそれがある場合。

第6章 被害児童生徒・保護者に対する調査方針の説明等

1 説明時の注意事項

- (1) 被害児童生徒・保護者に寄り添いながら対応することを第一とし、信頼関係を構築するよう努める。
- (2) 事実関係が整理できていない段階で、いじめの事実否認や学校の責任回避と受け取られる発言等、被害児童生徒・保護者の心情を害する言動をしてはならない。
- (3) 事案発生後、不適切な対応により被害児童生徒・保護者の心情を害する結果となったことが明らかである場合は、調査結果を待たずして、速やかに当該対応の不備について説明し、謝罪等を行う。
- (4) 独立行政法人日本スポーツ振興センターの災害共済給付の申請は、保護者に丁寧な説明を行ったうえで手続きを進める。

2 被害児童生徒・保護者への説明事項（本市方針P9(1)ク）

調査実施前に、被害児童生徒・保護者に対して、次の事項を説明する。説明を行う主体は、教育委員会、学校及びいじめ問題対策委員会（支援チーム）のうち、事案の状況や調査の段階、被害児童生徒・保護者の心情を考慮して判断する。

(1) 調査の目的・目標

重大事態の調査は、民事・刑事上の責任追及やその他の争訟等への対応を直接の目的とするものではなく、当該事態への対処や同種の事態の再発防止に資するため、客観的な事実関係の全容を明確にするものであること（本市方針P9(1)カ）。

(2) 調査主体等（調査の構成、組織、人選）

ア 調査は、基本調査と詳細調査により構成されていること。

イ 基本調査は、学校及び支援チームが調査主体となること。

ウ 詳細調査を行う場合の調査組織の人選は、専門性・公平性・中立性が担保されているものであること。また職能団体から推薦を受けて選出した委員は、推薦理由の明示が可能であること。

エ 教育委員会が詳細調査の主体となる場合は、いじめ問題対策委員会が調査組織であること。

オ 学校が詳細調査の主体となる場合は、いじめ・不登校対策委員会にいじめ問題対策委員会の委員を加えた調査組織を構成すること。

カ 被害児童生徒・保護者から詳細調査の実施について要望があった場合は、詳細調査に移行することができることを説明すること。

キ 被害児童生徒・保護者から詳細調査における構成員の職種や職能団体について要望があり、構成員の中立性・公平性・専門性の確保の観点から必要と認められる場合は、委員の交替・追加を検討するとともに、結論を理由とともに説明すること。

(3) 調査時期・期間（調査実施計画、定期報告）

ア 調査を開始する時期や調査結果が出るまでにどのくらいの期間が必要となるかの目途。

イ 調査の進捗状況について、定期的及び適時の機会に経過報告を行うこと。

(4) 調査事項及び対象

ア どのような事項（事実関係、対応の詳細等）を、どのような対象（児童生徒及び教職員の調査対象範囲）に調査するのか。

イ 被害児童生徒・保護者が求める事項や対象も調査する。

ウ 調査組織が調査事項や対象を独自に判断する場合は、決定した段階で説明を行うこと。

(5) 調査方法

ア 調査で使用するアンケート調査の様式、聴取方法、手順。

イ 被害児童生徒・保護者が求める調査方法を可能な限り反映させること。

(6) 調査結果の提供

ア 提供する調査結果（調査の過程において把握した情報を含む。以下同じ。）の内容。

イ アンケートを始めとする書面や電磁的記録について、本市個人情報保護条例に従って情報を提供するため、保護すべき個人情報については加工等の対策を施すこと。また、原本の提供を求められた場合も同様であること。

ウ 調査に係る文書の保存年限等について、本市文書取扱規程に基づき管理すること。

エ いじめを行った児童生徒やその保護者（以下「加害児童生徒・保護者」という。）に対しても調査結果を説明すること及びその方法。

3 加害児童生徒・保護者への説明事項

前項の(1)から(6)までの事項は、加害児童生徒・保護者に対しても説明する。

説明を行う主体は、被害児童生徒・保護者と同じ。

4 外部に説明を行う際の対応

記者会見、保護者会など外部に説明する際は、その都度、説明内容を事前に被害児童生徒・保護者に伝えること（配布資料等、文書として外部に発出する際には、事前に文案について了解を得るよう努めること。）。

5 自殺事案における他の児童生徒等に対する伝え方

- (1) 自殺の事実を他の児童生徒をはじめとする外部に伝えるにあたっては、遺族から了解を得るよう努めること。了解されない場合に「嘘をつく（事故死・転校等と伝達）」と児童生徒や保護者の信頼を失いかねないため、表現を工夫（急死等）して伝達する。
- (2) 調査を行う過程で、他の児童生徒に対して自殺であることを伝える必要が一定程度生じる。この際、教育委員会及び学校内の教職員の伝え方が異なると、不要な憶測を生む原因となるため、伝え方を統一すること。

第7章 調査の実施

1 文書情報等の収集・整理

- (1) 基本調査は、事案発生後速やかに着手する。
- (2) 学校がその時点で取得している被害者側及び加害者側の情報、指導記録、全教職員からの聴取等により情報を収集する。
- (3) 学校が定期的実施しているアンケート・個人面談の記録、いじめの通報・相談内容の記録、学級日誌、教職員による手書きのメモ等、多様な情報を収集する。
- (4) 十分な調査が可能となるよう状況に応じて早期の聴取や、関係資料の散逸防止に努めること。
- (5) 得られた情報は集約・確認し、時系列にまとめるなどの整理を行い、教育委員会へ報告する。

2 詳細調査への移行の判断

- (1) 教育委員会は、基本調査の報告を受け、いじめ問題対策委員会の意見を求めながら、詳細調査への移行の必要性を判断する。
- (2) 被害児童生徒・保護者から詳細調査の実施について要望があった場合は、詳細調査への移行を判断する。
- (3) 市長が必要と認めた場合は、総合教育会議を開催し、対処に必要な措置について教育委員会と協議する（本市方針P9(1)キ）。
- (4) 詳細調査への移行を判断した場合は、調査組織による調査を実施する。
- (5) 基本調査により、十分な調査が尽くされ、事実の全容が解明するとともに、被害児童生徒・保護者の理解を得られた場合等、詳細調査へ移行しない場合は、本章8の手順に移行する。

3 調査事項等に関する被害者側及び加害者側からの意見聴取

第6章2(4)の調査事項及び対象に漏れがあった場合、市長による再調査が必要となることから、調査事項や対象の検討にあたっては、被害児童生徒・保護者が求める事項や対象を詳細に聴取し、その意見を調査に取り入れること。また、加害児童生徒・保護者からも調査に関する意見について適切に聴取し、検討すること。

4 調査対象者、保護者等に対する説明等

詳細調査の実施前に、いじめの重大事態の調査のために行うという目的、及び結果を被害児童生徒・保護者に提供する場合があることを、調査対象者である他の児童生徒及びその保護者へ説明すること。

5 速やかな調査の実施

時間の経過とともに、児童生徒はうわさや報道等の影響を受けて記憶が曖昧になり、事実関係の整理に大きな困難が生じるおそれがあることから、可能な限り速やかに実施するよう努めること。

6 児童生徒等に対する調査

- (1) 被害児童生徒・保護者、他の児童生徒、教職員等に対して、アンケートや聴取による調査を実施し、事実関係を把握すること。調査にあたって、被害児童生徒や情報提供した児童生徒を守ることを最優先とすること。
- (2) 公平性・中立性の確保のため、加害児童生徒に対しても事実関係についての意見を聴取する。

7 情報の整理

- (1) 収集した調査情報を内容に応じて区分し、整理する。
- (2) 整理した情報から、事実関係が確認できた事項とできなかった事項を区分し、時系列でまとめる。
- (3) 事実関係が確認できなかった事項は、確認できなかった情報として整理し、不都合な情報を秘匿している疑念を持たれないようにする。

8 分析

調査においては、法第13条の学校いじめ防止基本方針に基づく対応は適切に行われていたか、いじめ・不登校対策委員会の役割は果たされていたか、学校のいじめ防止対策や早期発見・事案対処の取り組みはどのような内容で、適切に運営され機能していたかなどについて、分析を行うこと。

9 再発防止策の検討

全容解明の過程で、消極的な事案対処により深刻化したことが明らかになる場合も考えられるが、重大事態の発生を防止できなかったことの考察などを踏まえて課題を見つけ出すこと。また、教育活動全体を通して改めて児童生徒に対して命の大切さを重んじ、相手を思いやる心の醸成に努めるととも

に、いじめ再発防止のために何が必要かという視点から、改善策について可能な範囲でまとめる。

10 報告書のとりまとめ

- (1) 報告書の内容は、次の事項を参考に、個々の事案の特性に合わせて組み立てること。

項目	留意事項
1 はじめに	<ul style="list-style-type: none"> ○不明な事項は率直に記載する。 ○学校の瑕疵が認められる場合は、率直に記載する。 ○報告書を公表する場合は、被害児童生徒・保護者へ配慮して内容や範囲を決める。 ○状況によっては、公表を概要版で行う等の配慮が必要であるため、調査主体と調査組織で協議して判断する。
2 要約	
3 調査組織と調査の経過	
4 分析評価	
(1) 調査で判明した事実	
(2) 事態への対処	
(3) 再発防止の課題	
(4) 事案個別の課題	
5 まとめ	
6 おわりに	

- (2) 市長への結果報告時に、調査結果に関する所見をまとめた文書を報告書に添えることができることを被害児童生徒・保護者に対して説明し、意向を確認すること。

11 調査実施中の経過報告

被害児童生徒・保護者に対して調査の進捗等について経過報告を行うこと。調査中を理由に説明を拒んではならない。

12 記録の保存等

- (1) 調査により把握した情報の記録は、本市文書取扱規程に基づき適切に管理・保存すること。
- (2) 記録は、調査組織が実施した調査記録の他、重大事態として取り扱う以前に、いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号）（以下「法」という。）第23条第2項の調査において教育委員会及び学校が取得、作成した記録を含む。
- なお、この場合の記録とは、学校が定期的実施しているアンケート・個人面談の記録、いじめの通報・相談内容の記録、児童生徒に対する聴取の記録、教職員による手書きのメモのうち、本市文書取扱規程に基づき公文書に該当するものを指す。
- (3) 記録は、本市文書取扱規程に基づき適正に保存する。なお、重大事態の調査に関する記録は、指導要録の保存期間に合わせて5年保存を基本とするが、被害児童生徒・保護者の意見を踏まえ検討する。

- (4) 記録を廃棄する場合は、事前に被害児童生徒・保護者に説明すること。
- 13 いじめが背景にあると疑われる自殺（未遂）である場合
次の資料に沿って対応する。
子どもの自殺が起きたときの背景調査の指針（改訂版）（平成26年7月 文部科学省）
- 14 不登校重大事態である場合
次の資料に沿って対応する。
不登校重大事態に係る調査の指針（平成28年3月 文部科学省）

第8章 調査結果の説明・公表

1 調査結果の報告

- (1) 教育委員会は調査結果及びその後の対応方針を市長へ報告・説明する（法第30条）とともに、教育委員会定例会においても報告・説明を議題とする（本市方針P9(I)ケ）。
- (2) 調査結果の報告を受け、市長が必要と認めた場合は、総合教育会議を開催し、講ずべき措置を議題として協議する（本市方針P9(I)コ）。
- (3) 教育委員会は、総合教育会議での協議を踏まえ、指導主事や外部専門家を当該学校に派遣する等の必要な措置を講じるとともに、結果を議会へ報告する（本市方針P9(I)サ）。

2 市長への所見の提出

被害児童生徒・保護者は、調査結果に関する所見をまとめた文書を、調査結果の報告書に添えることができる。

3 被害児童生徒・保護者に対する情報提供及び説明

- (1) 法第28条第2項に基づき、被害児童生徒・保護者に対して適切な情報提供及び調査結果の説明を行うため、本市個人情報保護条例に従うとともに、総務課や専門家の意見を十分に踏まえ、不開示部分以外の情報を適切に整理する。
- (2) 事前に説明した方針に従って、被害児童生徒・保護者に調査結果を説明する。また、加害児童生徒・保護者への情報提供の方針については、改めて被害児童生徒・保護者に確認した後、実施すること。

4 調査結果の公表、及び方法等の確認

- (1) 公表の判断は、事案の内容や重大性、被害児童生徒・保護者の意向、児童生徒への影響等を総合的に勘案して、適切に判断することとし、特段の支障がなければ公表することが望ましい。
- (2) 公表の方針、内容及び方法については、被害児童生徒・保護者に説明・確認を行うこと。

(3) 調査組織の構成員の氏名についても、特段の支障がない限り公表することが望ましい。

5 加害児童生徒、他の児童生徒等に対する調査結果の情報提供

(1) 被害児童生徒・保護者に説明した方針に沿って、加害児童生徒・保護者に対していじめの事実関係について説明を行うこと。

(2) 調査方法等の過程を含め、認定された事実を丁寧に伝え、加害児童生徒の状況によっては、抱えている問題の解決に努めるとともに、その心に寄り添いながら個別の指導を行い、いじめの非に気づかせ謝罪の気持ちを醸成させる（本市方針P9(1)イ）。

(3) 報道機関等の外部に公表する場合は、事実関係が正確に伝わらないことによる憶測や不信感を防止するため、他の児童生徒又は保護者等へ可能な限り事前に調査結果を報告すること。

(4) 報道機関等の外部に公表しない場合であっても、再発防止の観点から調査結果について、他の児童生徒又は保護者に対して説明を行うことを検討する。

第9章 調査結果に基づく対応

1 再発防止策の検討等

(1) 教育委員会は、調査結果において認定された事実に基づき、いじめの未然防止、早期発見、対処、情報共有等における教育委員会及び学校の対応について検証し、再発防止策を検討すること。

(2) 教育委員会及び各学校の教職員は、報告書を共有し、内容の共通理解を図る。

2 再発防止策の実施

教育委員会は、状況に合わせて次の項目に掲げる再発防止に必要な措置を講ずる。

(1) 指導主事を学校へ派遣し、いじめ防止のための「未然防止」、「早期発見」、「対処」に関する体制整備等の重点的な支援。

(2) 生徒指導に専任的に取り組む教職員の配置等、人的体制の強化。

(3) 心理や福祉の専門家、教員・警察官経験者等の外部専門家の追加配置。

(4) その他、再発防止に必要な支援。

3 教職員の処分等

事案への対応において、法律や本市いじめ防止基本方針等に反した重大な過失等が指摘されている場合、教職員への聴取を行ったうえで、客観的に事実関係を把握し、教職員の非違行為の有無を愛知県教育委員会へ報告すること。

第10章 継続的な児童生徒への支援等

1 被害児童生徒への支援等

- (1) スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の専門家により、被害児童生徒・保護者の事情や心情に応じた継続的な支援を行うとともに、不登校となっている場合は、学校生活への復帰や学習支援を行うこと。
- (2) 被害児童生徒・保護者が精神的に不安定な場合は、カウンセリングや医療機関等の専門機関による支援を勧めるとともに、可能な限り、教職員やスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等の仲介により支援につなげること。
- (3) 被害児童生徒に学齢期の家族がいる場合は、必要に応じて当該家族の意思を尊重しながら、学校生活の中で支援を行うこと。
- (4) 被害児童生徒をはじめとする児童生徒が安心して教育を受けられるようにするため、次の対応を柔軟に実施すること。

ア 加害児童生徒に対する出席停止措置

イ 被害児童生徒・保護者が希望した場合の、就学校の指定変更や区域外就学

2 加害児童生徒への指導等

- (1) 調査結果でいじめが認定されている場合、加害児童生徒がいじめの非に気づき、被害児童生徒への謝罪の気持ちを醸成するよう個別に指導を行うこと。
- (2) 指導は、加害児童生徒の保護者に協力を得て行うこと。
- (3) 加害児童生徒に対する懲戒を検討し、適切に判断すること。

第11章 市長による再調査

1 再調査が必要であると考えられる場合

市長は、調査結果の報告を受けた場合において、次に掲げる状況により当該重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生防止のために必要があると認める場合は、再調査を行う（法第30条・本市方針P9(2)ア）。

- (1) 調査時には知りえなかった新しい重要な事実が判明した場合、又は新しい重要な事実が判明したものの、十分な調査が尽くされていない場合。
- (2) 被害児童生徒・保護者と事前に確認した調査事項について、十分な調査が尽くされていない場合。
- (3) 教育委員会及び学校の対応について、十分な調査が尽くされていない場合。

(4) 調査委員の人选の公平性・中立性について疑義がある場合。

2 再調査の実施

(1) 再調査を行うこととした場合、第1章から第7章までの事項に沿って調査を進めること。

(2) 再調査の調査組織（以下「再調査組織」という。）は、次に掲げる事項から事案の状況や再調査が必要な理由等を総合的に勘案して決定する。

ア 市長を執行機関として新たに設置する附属機関。

イ 市長を執行機関とする既設の附属機関のうち、再調査の職能を有する附属機関、又は当該附属機関内に新たに設置する再調査組織。

ウ 当初の調査を実施した調査組織の構成員を変更した再調査組織。

(3) 再調査組織の構成員は、専門性・公平性・中立性が担保された職能団体から推薦を受けた者であって、当該事案の関係者と直接の人間関係や利害関係を有しない者を選定する。

(4) 再調査を実施した場合、市長は結果を議会に報告しなければならない（法第30条第3項・本市方針P9(2)イ）

(5) 議会に報告する内容は、関係者の個人情報や人権保護への配慮を徹底することを必須とし、その他の内容についても事案の状況に応じて適切に判断する。

(6) 市長及び教育委員会は、再調査の結果を踏まえ、当該調査委に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のために、必要な措置を講じる。（本市方針P9(2)ウ）

(7) 市長は、必要な措置を講じた結果を議会へ報告する（本市方針P10(2)エ）。

重大事態発生時の調査等に関するフロー

